

水害被災者に伝えてほしい支援情報とツール

—罹災証明から住宅の再建まで—

全壊の方が受けられる支援の例

相談ブースの案内

全壊の方が来たら同じものを作って渡して下さい

そのカードから 得られる金額	万円	約20万円	最大100万円	万円	不定万円	① 万円
災害直後	避難所 数日から数ヶ月の利用(無料)	火災(地震)保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	基礎支援金 被災者生活再建支援法 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	義援金 家族の死亡や住家被害の程度により支給される	ライフスタイル(LS)カード(1枚目) ↓ LSカード 書き時	
② 万円	③ 万円	④ 万円	⑤ 万円	⑥ 万円	⑦ 万円	⑧ 万円
数か月後	仮設住宅 原則2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性	公費解体 半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去	災害援護資金貸付 1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・基地などの被害や災害による支出で税金が减免される	ライフスタイル(LS)カード(2枚目) ↓ LSカード 書き時	
⑨ 万円	⑩ 万円	⑪ 万円	⑫ 万円	⑬ 万円	⑭ 万円	⑮ 万円
その後	災害公営住宅 収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特典あり	加算支援金 被災者生活再建支援法 建設・購入200万 修理100万 民間賃借50万 ※中規模半壊以上の各半額	災害復興住宅融資 (建設・購入・補修) 建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件	リバースモーゲージ 60歳以上なら、不動産を担保に、利息の返済可能	被災ローン減免制度 住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	当初の貯金 万円 ①~⑮の合計額を記入 最終合計 万円

① 避難所
② 仮設住宅
③ 公費解体
④ 災害援護資金貸付
⑤ 雑損控除
⑥ ライフスタイル(LS)カード(2枚目)
⑦ 加算支援金
⑧ 災害復興住宅融資
⑨ リバースモーゲージ
⑩ 被災ローン減免制度
⑪ 当初の貯金
⑫ ⑬ ⑭ ⑮

災害直後	避難所 数日から数ヶ月の利用(無料)	ボランティア専門家支援 片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	応急修理制度 仮設住宅 半壊以上 595,000円 半半壊 300,000円	基礎支援金 被災者生活再建支援法 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災(地震)保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	?
数か月後	仮設住宅 原則2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性	義援金 家族の死亡や住家被害の程度により支給される	自治体の独自支援 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	災害弔慰金 家族の死亡時に当該に500万円又は250万円支給	災害援護資金貸付 1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・基地などの被害や災害による支出で税金が减免される
その後	公費解体 半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去	加算支援金 被災者生活再建支援法 建設・購入200万 修理100万 民間賃借50万 ※中規模半壊以上の各半額	被災ローン減免制度 住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	リバースモーゲージ 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能	災害復興住宅融資 (建設・購入・補修) 建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件	災害公営住宅 収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特典あり

被災者生活再建カード

日弁連災害復興支援委員会 副委員長
 関東弁護士会連合会 災害対策委員
 静岡県弁護士会 災害対策委員



弁護士・防災士 永野 海
 Web: naganokai.com

被災現場の相談ブースで実際に貼られたカード

はじめに ー特に弁護士の先生方にー

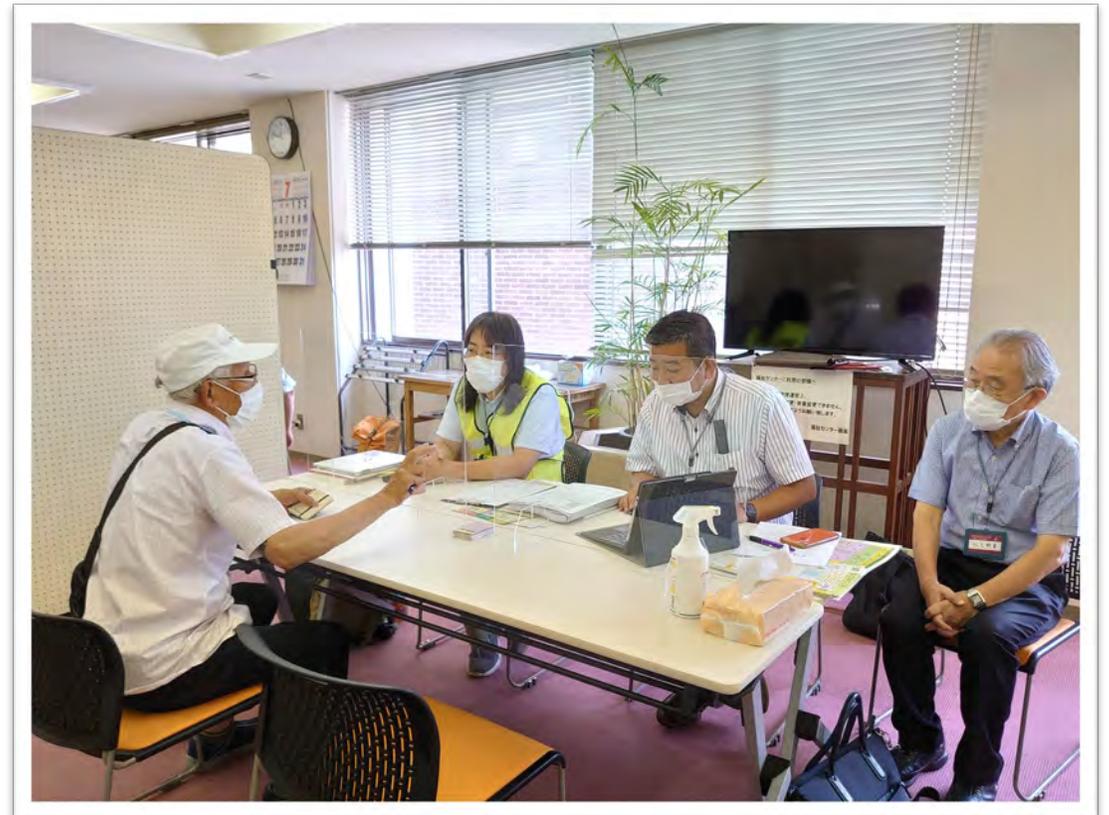
- 風害や地震災害などと異なり、水害被災者の困りごとの多くは今後の生活やお金のことです
- そのため、法律相談のための電話はあまり鳴りません
- 現地に「法律相談コーナー」を設置しても、被災者は何を相談してよいのか、なかなか相談を思いつけないので立ち寄りにくいです
- だから「困りごとがありませんか？」ではなく、「支援の情報があるのでお伝えさせて下さい」からのスタートで！
- 情報提供の会話のなかで、「困りごと」の話もきっとでてきます

(専門家による熱海市の現地相談ブース)

7/26～9/11までは土日祝を含め毎日現地ブースを設置。その後も現在まで毎月相談を継続中
(今年1月時点での延べ参加人数)

- **合計** 662名
- 弁護士 285名
- 司法書士 90名
- 建築士 110名
- 不動産鑑定士 2名
- 技術士 4名
- 土地家屋調査士 5名
- 行政書士 55名
- 社会保険労務士 35名
- 公認会計士 13名
- 税理士 63名

これまで**250件程度**の現地相談がありました
これは**被災家屋数132棟**を超えています。
リピート相談も多いです。



弁護士と建築士の先生と一緒に話を聞く様子

ポイントは

- ①被災された方と**出会う場所・方法**でやる
- ②**情報提供支援、生活再建支援**をやる
- ③被災された方に**ツールをお渡しする**

水害で被災された方と①出会える場所、②出会える方法で支援することが大切



▲台風19号の静岡県伊豆の国市で罹災証明交付窓口の横に設置された相談ブース

▼西日本豪雨の岐阜県関市で開催された③の生活再建相談会の様子



1 罹災証明書交付窓口のすぐ横にブースを設置

自治体の職員さんに交付を受けた人全員を横のブースに誘導してもらう

2 水害支援の専門家と一緒に合同説明会、相談会(写真は震つなの松山文紀さん)をする

被災者は支援情報も水害対処も両方知ることができる



▲令和3年大雨災害での静岡県沼津市の様子

▼伊豆山土石流災害でのケース会議の様子

3 災害NPO、自治体、自治会すべてと連携した生活再建相談会に参加する

弁護士では集客できません。餅は餅屋。

4 仮設住宅期は、社協などの地域支援会いセンターと連携する

一緒にケース会議にでて、一緒に個別訪問する



仮設住宅期に被災者とつながるための連携(支え合いセンター)

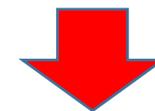
災害後のフェーズにあわせて弁護士は被災者と出会う場所に自ら赴く必要性。そのための平時連携



熱海市の伊豆山ささえ逢いセンターで開催されているケース会議に弁護士会や県社協が参加している様子

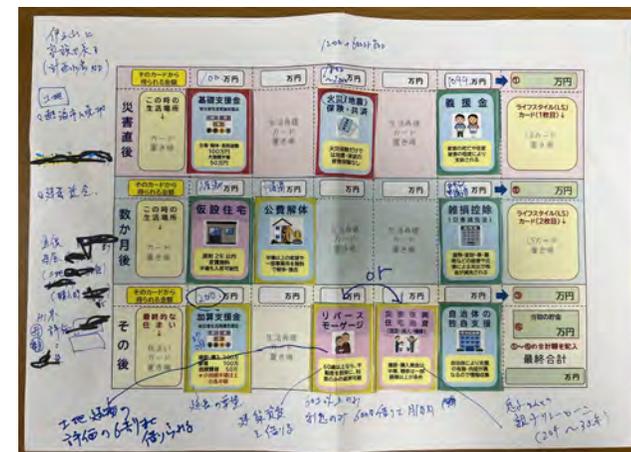
地域支えあいセンターとの連携においては、

- ・支えあいセンターが専門士業の相談窓口を紹介する程度の連携ではなく、
- ・支えあいセンターが個別訪問を踏まえて行っている日々の**ケース会議**という**最上流部の場所に専門士業も参加**して、専門士業が支援できる事案の選別に加わることが理想(私見)



伊豆山ささえ逢いセンターでは、毎月**弁護士会**がささえ逢いセンターの**ケース会議**に参加し、**個別事案**を一緒に考える。仮設住宅への訪問支援をする**世帯をピックアップ**。

仮設住宅を個別訪問して、被災者生活再建カードを貼る



水害被災後、自宅に住めなくなった場合の住まいの変化



数日から数か月

原則2年以内

住まいの再建へ

自宅の被災



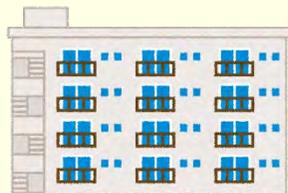
直後

避難所での生活
(無料)

一般的な避難所



公営住宅の一時入居



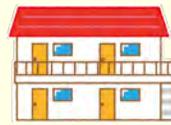
その後

仮設住宅

建設型



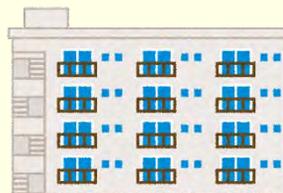
借上型



トレーラー
ハウス等



市営住宅
県営住宅



自力で住居
を確保



その後

家の建替
えや修理



マンショ
ンの購入
や賃借



災害公営住宅への入居





直後の不安除去のための
幅広い情報提供



仮設住宅、支援金など
段階に応じたコアな情報提供



災害ケースマネジメント
(生活や住宅の再建に身内のように寄り添う)

数日から数か月

原則 2 年以内

住まいの再建へ

自宅の被災



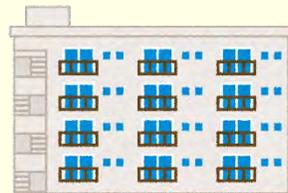
直後

避難所での生活
(無料)

一般的な避難所



公営住宅の一時入居



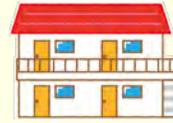
その後

仮設住宅

建設型



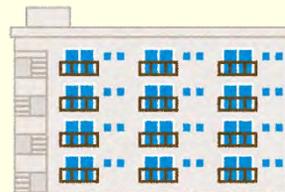
借上型



トレーラー
ハウス等



市営住宅
県営住宅



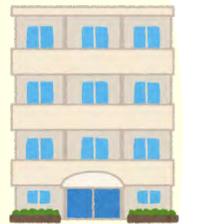
自力で住居
を確保



家の建替
えや修理



マンショ
ンの購入
や賃借



災害公営住宅への入居



住宅の再建にかかる費用をどう工面するか

支援者の存在の
重要性！



申請主義なので、知識なく申請しないと支援が受けられません

手元のお金や保険金
(地震保険や水災補償
に入っていないと大変)

国や自治体などの支援制度

災害用の借入制度

支援金・義援金

建物修理の補助



仮設住宅の入居

無料で建物の解体・撤去



自治体独自の支援

ローンの減額・免除



①まずは日本に存在する支援制度の全体像を知る (被災者支援チェックリストの活用)

A3カラーサイズで印刷し、該当しそうな制度に○をつけて被災者の方にお渡りする

相談のなかで、一緒にみながら使えそうな支援を探す
さまざまな困りごとに対して支援制度の漏れが防げます



無料ダウンロードサイト



被災者支援に関する各種制度の概要

内閣府作成のリーフレット

内閣府の被災者支援情報ページ

支援情報をさらに詳しく知りたいときは

災害時の特別措置がとられる可能性があります。

⑩ 税金・保険料などの減免制度

⑨ 事業関係の支援制度

⑧ 雇用関係の支援制度

⑦ 子ども・教育の支援制度

⑤ 仮設住宅・公営住宅

⑥ 被災ローンを返済し続ける人も

① 災害時特有の制度・問題

② お金の支援制度 もらえる

③ お金の支援制度 借りられる

④ 住宅の修理・再建の支援制度

① 被災時特有の問題

- 被災時特有の問題を知りたい... → ①へ
- お金の支援制度 (給付・貸付)... → ②③へ
- 住宅の修理・再建の支援制度... → ④へ
- 仮設住宅・公営住宅... → ⑤へ
- 個人が抱えるローンの悩み... → ⑥へ
- 子ども・教育の支援制度... → ⑦へ
- 雇用・事業の支援制度... → ⑧⑨へ
- 税金・保険料などの減免制度... → ⑩へ

災害の規模などにより、適用される支援制度は異なります。また後から適用されることもあり。各制度の窓口は、() 内に記載しています。

JFA 日本弁護士連合会

※本リーフレットは配布・複製を自由です。

① 被災時特有の問題

- **被災証明書とは**
市町村が発行窓口となる。地震・水害等による家屋被害の程度(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊など)を証明するもの。全壊認定書、全壊認定書の減免、申請書類等が必要。生命保険、損害保険の請求には原則不要です。
- **住宅被害を写真や動画で残す**
被災時など住宅の被害を証明するために、写真を撮り、可能な限り内外の写真を撮影しておくことをお勧めします。
- **応急危険度判定とは**
余震等の二次被害防止のため、緊急に建物の危険性をチェックするもの。危険(赤)、要注意(黄)、調査済(緑)のステッカーが貼られます。被災証明書のための被害認定とは異なる制度です。赤(危険)＝全壊認定とはなりません。
- **権利証や健康保険証などの紛失**
不動産の権利証、預金簿、実印などを紛失しても権利を失うことはありません。預金については金融機関にご相談ください。
- **また、健康保険証が手元になくても、氏名、生年月日等を医療機関に伝えれば保険診療を受けられます。**
- **境界線や石垣の基礎部分について**
土地の境界部分に役立つので、保存に努めましょう。
- **運転免許証の有効期間延長**
特定非常災害に指定されれば、免許証の有効期間が延長される場合があります。免許の場合は、運転免許センターや警察署で再交付手続を。
- **廃車手続 (運輸局・運輸支局)**
津波で自動車が決壊された場合、手続を緩和して抹消登録申請ができる場合があります。運輸局、運輸支局に相談を。

② お金の支援制度 もらえる

- **被災者生活再建支援法による給付 (都道府県・市町村)**
※④を参照 (最大 300万円)
- **災害宅間貸金による給付 (市町村)**
・災害宅間貸金 (適応した最大 500万円)
・災害宅間貸金 (重い後遺障害に最大 250万円)
- **義理金 (各自治体)**
被災の内容、程度、自治体により異なります。義理金申請では、被災証明書が必要になることも。
- **生活保護 (都道府県・市町村)**
避難所等の避難先での申請が可能です。避難先でも対象。単身世帯は4分3の金額。

③ お金の支援制度 借りられる

- **災害宅間貸金による貸付 (市町村)**
災害復旧資金制度 (負債・住家被害 最大 350万円)
- **生活福祉資金貸付制度 (社協)**
緊急小口資金 (10万円・無利子)
災害復旧資金 (150万円・無利子～1.5%)
その他 (総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金)
- **母子父子寡婦福祉資金貸付金 (自治体の福祉事務所)**
被災者には償還金の支払猶予措置もあり。
- **年金返戻貸付、労災年金返戻貸付 (自治体)**
年金額の8割から200万円以内など。使途は保健・医療や住宅改修資金など。
- **恩給等担保貸付 (日本政策金融公庫等)**
恩給、年金を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資。250万円以内など。
- **不動産担保によるリースローン貸付 (住宅金融支援機構)**
60歳以上なら、生中、利息のみ支払いの災害時特例もあり。

④ 住宅の修理・再建の支援制度

- **被災者生活再建支援法 (都道府県・市町村)**
※④を参照 (被災者生活再建支援法に規定された種類にもらえる)
- **基礎支援金** - 被災証明の認定に応じてもらえる。(全壊、解体半、長期避難に各100万円、大規模半壊50万円) ※半壊や敷地被害で住宅をやむな解体の時
- **加算支援金** - 基礎支援金に加えてもらえる。(住宅建設・購入200万円、借付100万円、貸借50万円)
※中規模半壊は、上記加算支援金の各半額のみ支給
- **賃借人も対象**
※単身世帯は4分3の金額
- **住宅の応急修理制度 (都道府県・市町村)**
半壊等 59万5000円以内 準半壊 30万円以内 ※この範囲利用で修理費用後の仮設住宅の入居費を負担可能あり。
- **公費解体 (市町村)**
大規模災害時、全半壊家は公費 (無償) で解体してもらえる場合があります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理等の判断のために被災地区判定 (日本建築防災協会・有料) の利用も検討を。
- **生活福祉資金貸付制度による住宅修繕費貸付 (社協)**
250万円以内 無利子～1.5%、所得要件等あり。
- **母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付 (自治体の福祉事務所)**
住宅の修繕等について200万円以内で貸付。
- **災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構等)**
被災証明のある人が、住宅を建設、購入、修理する際の融資制度。
- **自治体独自の支援策**
能登半島地震での新築時支援金、熊本地震での被災したのり面、掘削、地盤強化への補助など多数事例あり。自治体からの情報をこまめに確認しましょう。



山折り

③特に重要な9つの支援制度についてカードで詳しい内容を確認する (被災者支援カード(表面)の活用)

被災された皆様へ **被災者支援カード** 使える支援制度のカードを探しましょう

令和4年8月12日版

*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。 被災者支援カード ©2021 弁護士永野 海 最新のカードのダウンロード

災害直後 (保険の確認・社協の貸付も)	応急修理制度 (災害救助法)  大規模半壊・半壊の世帯 65.5万円 (2022) 準半壊の世帯 31.8万円	窓口 自治体 誰に 使うと修理後は仮設住宅に入れなくなるので修理した自宅で生活できる世帯 業者に修理を頼む前に自治体に相談	基礎支援金 (被災者生活再建支援法)  ①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯 100万円 大規模半壊 50万円	窓口 自治体 誰に 左の条件を満たす世帯(賃借人も)。特に②③は不明なら要相談(単身は4分3の金額) 所得条件なし。お金の使い道も制限なし	災害援護資金貸付 (災害弔慰金法)  借入最大350万円 (全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)	窓口 自治体 誰に 災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人(所得条件あり) 返済期間10年。当初3年間は無利子	
	数か月後 (義援金・災害弔慰金も)	仮設住宅 (災害救助法)  原則2年間(特定非常災害適用なら延長可能性も) 家賃無料 (光熱費は負担必要)	窓口 自治体 誰に 居住できる家がなく自分の資力では住宅を確保できない人(半壊でも入居可能性) 入居に所得条件あるも運用は自治体で様々	公費解体 (環境省の制度)  建物を無償で解体 (家屋と一体の浄化槽は対象可能性も。建物は地面の上のみ解体)	窓口 自治体 誰に 特例適用なら、半壊以上の家屋の所有者(2階建かつ10m以下等一定の事業所も対象) 所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。	雑損控除 (災害減免法も)  その年の 所得の10%を超える部分の損害額 が所得控除される等	窓口 税務署に確定申告 誰に 住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人 家財の損害額不明でも 推定規定あり
		その他の制度は↓	加算支援金 (被災者生活再建支援法)  建設・購入で 200万円 修理で 100万円 民間貸借へ 50万円 *中規模半壊は上の半額	窓口 自治体 誰に 基礎支援金をもらった世帯が、住宅再建・修理・賃貸転居をする時(単身は4分3の金額) 一度転居して、その後再建・修理した場合でも左の金額までもらえる	被災ローン減免制度 (自然災害ガイドライン)  預貯金500万円・家財保険金・各種支援金 などを手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり *ブラックリストに載らない	窓口 弁護士会に相談を 誰に 災害救助法の災害で住宅ローンなど個人のローンの支払が難しくなった人 自己破産や返済交渉の前に検討を！	災害復興住宅融資 (リバースモーゲージ)  建設・購入・リバモ融資 半壊以上 修理の融資 一部損壊でもOK

特に大切な9つの支援制度に絞って、カード形式で内容をまとめたものです

これも使える可能性のあるカードに印をつけて被災された方に持って帰ってもらって下さい



無料ダウンロードサイト

④自分がもらった罹災証明と使える支援制度の関係を知るカード (被災者支援カード(裏面)の活用)

あなたの罹災証明で使える制度を表でチェック

被災者支援カード(裏面)

2022年8月17日 版

 : 原則災害救助法の適用必要
 : 被災者生活再建支援法の適用必要
 : 当該制度の適用や実施が必要

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野 海



最新のカードのダウンロード

	被災直後(無理しないで)			住まいへの支援				もらえるお金		借りられるお金				その他の支援					
	ボランテア ・専門家相談	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (2022基準)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額	義援金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	災害援護 資金貸付	住宅復興 住宅融資	リバースモーゲージ 型融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他	
一部損壊 (床下浸水も)	困りごとは遠慮なくご相談を	自治体により時期や内容に違い	水災保障の有無や金額も確認を	31.8 万円					人的・住宅被害に応じて。複数回の配分も	災害関連死の場合も支給	定期的に自治体の情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり	△	住宅の修理・再建のための融資	60歳以上なら不動産を担保にした 金利のみの返済による借入の可能性	住宅ローンなど個人のローンが減免される	災害による損害を所得から控除(確定申告必要)	その他様々な支援制度は左下のQRコードから	
準半壊													△ ※6						
半壊				65.5 万円															最大 350万円
中規模 半壊				△	△	△	建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円												
大規模 半壊				※2	※3	※4	50 万円	建設・購入 200万円											
半壊など +建物解体							100 万円	修理 100万円											
全壊				65.5 万円	利用可	利用可	利用可	民間貸借 50万円					※6						
(長期避難 世帯)※1	※2		※4																

罹災証明の判定によって、使える支援制度もぜんぜん違います。

このカードを、被災された方と一緒にみながら、使えそうな支援制度と一緒にチェックしてください



無料ダウンロードサイト



内閣府防災のHP

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と自治体により認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱い。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性も。
- ※3 半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負債、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。



④ 自分がもらった罹災証明と使える支援制度の関係をj知るカード (災害ごとに作成するものの活用)

熱海市伊豆山地区 もらった罹災(りさい) 証明書と今後の住宅再建に応じた支援制度の関係												
り災証明の種類	今後の住まいの選択		一時的な避難	その後の住まいの支援		最終的な住宅確保のための資金と支援 <small>*熱海市社協にも貸付制度あり</small>						
	(注) 同じ場所に住宅を再建できる場合は今後の市の情報を確認		避難所 (ホテル避難所)	応急修理制度 (修理前に市に相談)	応急仮設住宅 (賃料無料)	公費解体制度 (この制度適用で建物は無償で解体・撤去される)	被災者生活再建支援会 (単身世帯は金額4分の3)		災害時の特別な借入制度		個人ローンの減額・免除の制度	
(注) 表にはない「準半壊」「一部損壊」にも支援は存在します						最初にもらえる 基礎支援金	あとからもらえる 加算支援金	災害復旧資金貸付 (窓口は熱海市)	災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構)	リバースモーゲージ型融資 (住宅金融支援機構) *60歳以上なら再建・購入等する不動産を担保にして毎月利息だけの返済でOK	被災ローン減免制度 (相談窓口は県弁護士会)	
全壊	解体する	同じ場所に再建	○	△	○ (原則最長2年)	○	100万円	200万円	最大350万円(借入)	○	○	
		別の場所で建築や家の購入						200万円				
		賃貸物件・公営住宅に転居						50万円 (公営住宅はX)				
大規模半壊 <small>(注) 長期避難世帯の指定がされると公費と変わります</small>	やむを得ず解体する (市に相談)	同じ場所に再建	○	△	○	△ (適用可能性あり)	100万円	200万円	最大350万円(借入)	○	○	
		別の場所で建築や家の購入						200万円				
		賃貸物件・公営住宅に転居						50万円 (公営住宅はX)				
修理して住む		59.5万円	修理中滞りによって入居可能性あり	△	50万円	100万円	最大270万円(借入)	○	○	○		
中規模半壊 <small>(注) 長期避難世帯の指定がされると公費と変わります</small>	やむを得ず解体する (市に相談)	同じ場所に再建	○	△	○	△ (適用可能性あり)	100万円	200万円	最大350万円(借入)	○	○	
		別の場所で建築や家の購入						200万円				
		賃貸物件・公営住宅に転居						50万円 (公営住宅はX)				
修理して住む		59.5万円	修理中滞りによって入居可能性あり	△	50万円	100万円	最大270万円(借入)	○	○	○		
半壊 <small>(注) 長期避難世帯の指定がされると公費と変わります</small>	やむを得ず解体する (市に相談)	同じ場所に再建	○	△	○	△ (適用可能性あり)	100万円	200万円	最大350万円(借入)	○	○	
		別の場所で建築や家の購入						200万円				
		賃貸物件・公営住宅に転居						50万円 (公営住宅はX)				
修理して住む		59.5万円	修理中滞りによって入居可能性あり	△	50万円	100万円	最大270万円(借入)	○	○	○		
住宅の被害なし	被災者生活再建支援法の「長期避難世帯」の認定を県がした場合は		○	△	○	不明	100万円	最大200万円	世帯主に1か月以上の負傷があれば最大150万円(借入)	△ (拡大適用も可能性あり)	△ (拡大適用も可能性あり)	△(勤務先や事業所などに影響を受けた場合は利用可能性あり)
	上記認定がない場合は											

熱海市の土石流災害のときはよりわかりやすいこうした罹災証明と支援制度の金額の対照表を作ってお渡ししました。

各相談ブースにA3サイズで印刷して置いています。専門家はこれをみながら使える支援制度と金額を案内しました



無料ダウンロードサイト
(弁護士会に限って、ご希望があれば元のデータをお渡しします。改編自由です)

* 実際の支援制度の適用には、法律や制度の適用、所得の条件などもあります。詳しくは、熱海市など各窓口にご相談ください。
 ※ 大規模半壊では、自宅を解体しない場合でも、基礎支援金50万円、加算支援金(建設・購入200万円、補修100万円、民間賃貸50万円)がもらえます。
 ※ 中規模半壊では、自宅を解体しない場合でも、加算支援金(建設・購入100万円、補修50万円、民間賃貸25万円)がもらえます。
 2021/7/20作成 弁護士永野海(静岡県弁護士会)

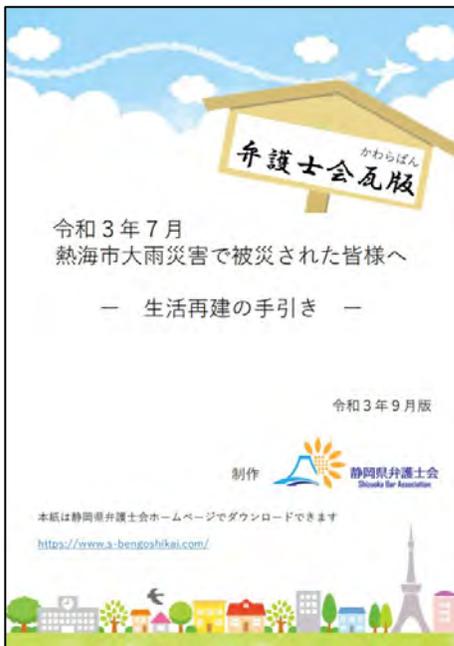
⑤ 災害後に知っておくべき情報を冊子でまとめたもの (弁護士会瓦版—生活再建の手引き—の活用)



静岡新聞朝刊より引用

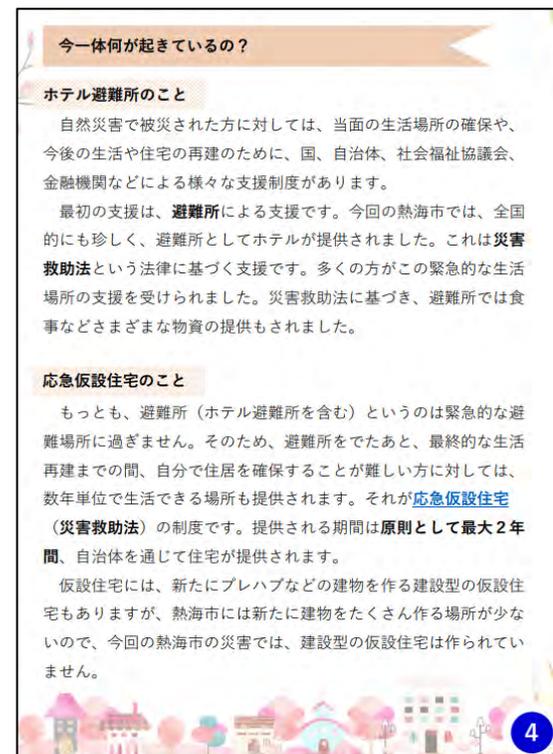
熱海市さん、ささえ逢いセンターさんらの協力により、熱海の被災者の方全員にお配りしています。各弁護士会にも数冊ずつご送付済み。

被災後の支援についてイメージが沸くと思いますのでぜひご覧下さい
(約40pの冊子)



- [表紙/目次/はじめに](#)
- [警戒区域内の方の生活再建の道のりのイメージ](#)
- [今一体何が起きているの？](#)
- [今後の流れはどうなるの？](#)
- [生活再建や住宅再建のためにどんな支援があるの？](#)
- [支援制度をもっと詳しく知りたい](#)
- [自分がどんな支援制度を使えるのか教えてほしい](#)
- [罹災証明の判定は変わらないの？](#)
- [住宅再建の選択肢について考えてみる](#)
- [最後に](#)

無料ダウンロードサイト



被災者支援 チェックリスト



支援制度 解説動画



被災者支援 カード（表）



生活再建の 手引き



40pの解説冊子



被災者生活 再建カード



罹災証明と支援制 度の対照表



一部損壊支援一覧表 （床上浸水の方へ）



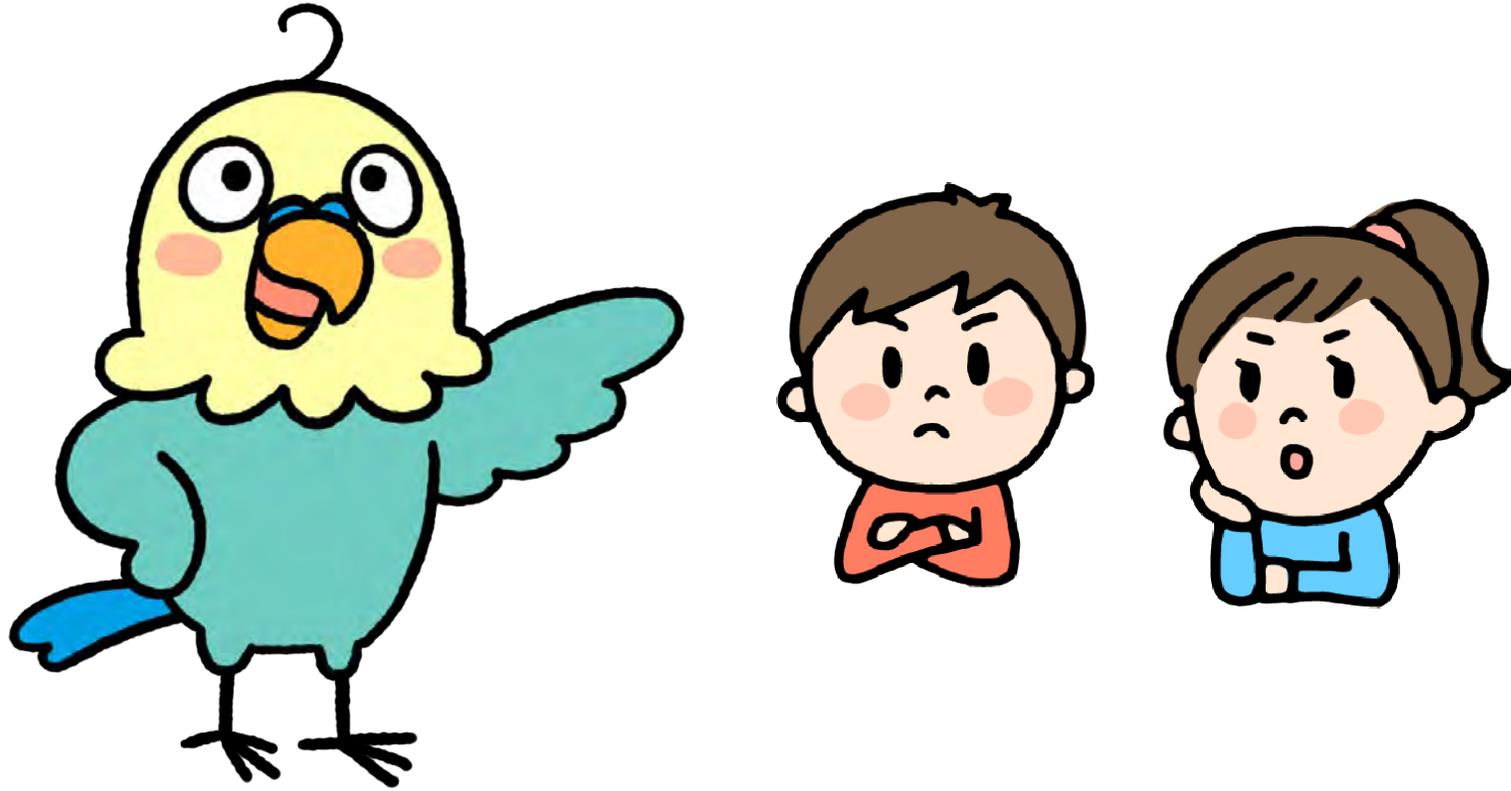
被災者支援 カード（裏）



支援ツールのDLサイ トのQRコード一覧表

*ダウンロード、配布、
活用自由です





罹災証明についての情報提供とは

罹災証明の制度の基本的な仕組みを伝えて下さい



市町村に**発行申請**



市町村による**被害調査**



↓再調査などもしてもらえる

100点満点

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40～ 49	30～ 39	20～ 29	10～ 19	9 以下

建物の**壊れ具合の点数**で決まる

第5-2122号

罹災証明書

申請者住所	
申請者氏名	
罹災原因	平成30年9月4日(火)台風21号による
被災場所	
被災住家等	
被害の程度	半壊に至らない(一部損壊)
備考	(住家以外の被害)テラス屋根破損
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 住家に被害を受けたものに限り、被害の程度について記載しています。 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成30年10月26日
堺市長 竹山 修身

参考 災害証明の調査 (住家被害認定調査) は迅速に行う工夫もできる

(過去の甚大な被害の場所で行われた様々な工夫)

資料出典：内閣府防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/180712sankosiryo.pdf>

航空写真による判定

航空写真等を活用して現地調査を実施せずに「全壊」と判定(全部流失等)

住家が流失

【被災前 (2007年10月6日)】 【被災後 (2018年7月9日)】

<岡山県倉敷市真備町>

基礎損傷や土砂堆積時の簡易判定

基礎が損傷している場合、簡易に「全壊」と判断

木造・プレハブ	基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合
---------	---

土砂等が一律に堆積している場合、堆積の深さで判定

○床上1mまで	⇒「全壊」
○床まで	⇒「大規模半壊」
○基礎の天端下25cmまで	⇒「半壊」

【平成29年台風18号等での基礎・地盤被害による住家被害の例】

【平成29年九州北部豪雨での土砂堆積等による住家被害の例】

浸水深やエリア一括での判定

堤防決壊等により浸水したものと判断

浸水深による簡易な判定が可能	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)</td> <td>全壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床上1m未満の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)</td> <td>半壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床下浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)</td> <td>半壊に至らない</td> </tr> </table>		住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	全壊		床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	大規模半壊		床上1m未満の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	半壊		床下浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	半壊に至らない
	住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	全壊											
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	大規模半壊											
	床上1m未満の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	半壊											
	床下浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	半壊に至らない											
外力が作用したものと判断	<p>住家毎でなく区域で判定が可能</p> <p>床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域</p> <p>区域の端部の住宅のサンプル調査で区域内の住家全てを「全壊」と判定</p> <p>↑: 床上1.8m以上の浸水を調査する住家</p> <p>【端部調査による判定イメージ】</p>												

倒壊・流失建物の外観による判定

外観による「全壊」の判定

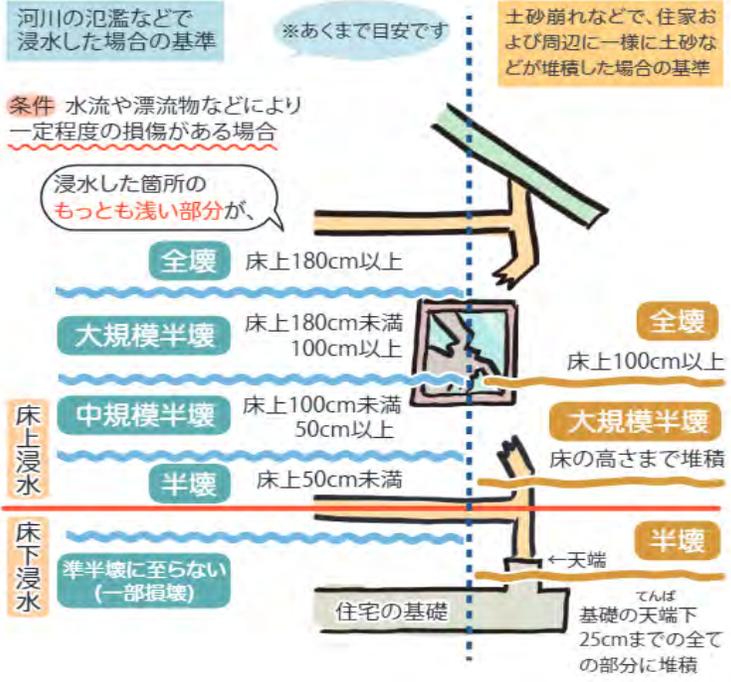
【一見して住家がすべて倒壊している場合】 【一見して住家がすべて流失している場合】

水災の場合の罹災証明の調査方法 (木造・プレハブ・2階建)

浸水被害 + 外壁や建具が50%以上損傷
 土石流や土砂崩れなどの「外力」で



右の「**第一次調査**」を最初に使って判断



「水害にあったときに」から引用



100点満点の損壊テストで、点数を積み重ねていく

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50点以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9点以下



右の「**第二次調査**」で、具体的な損害の程度から判断



片づけたり、痕跡が消えてしまう前に、あらゆる場所を写真・動画で撮影

<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

部位名称	構成比
屋根	15%
柱 (又は耐力壁)	15%
床 (階段を含む。)	10%
外壁	10%
内壁	10%
天井	5%
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	15%
基礎	10%
設備 水回り、ベランダ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など	10%

マンションの水害に対する住家被害認定（り災証明調査）の流れ （一軒家の場合とは異なる）

浸水深テストではなく、100点満点の壊れ度テストが適用

（参照 http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin_3.pdf）



調査方法

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

（原則）

1棟全体で判定

（例外）

浸水した住戸と浸水していない住戸のように、住戸間で明らかに被害程度が異なる部位（天井、内壁、建具、床、設備）がある住戸は、被害の大きい住戸については、住戸ごとに判定可能です。

（例外の具体例）

マンションの1階部分だけが2m浸水している当該1階の住戸のみ第二次調査（100点満点損壊テスト）をする



http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin_all.pdf

右の100点満点の配点表のとおり、木造住宅の場合と異なり、マンションなどでは、**柱だけで50%も配点**されてしまっている。

↓

損壊がありそうな黄色枠部分を全て合計しても40点なので、半壊（20点以上）は目指せても、**大規模半壊（40点以上）を狙うのはかなり難しい**

実際は？

＜表 非木造住家の部位別構成比＞

部 位 名 称	構 成 比	
柱（又は耐力壁）	50%	
床・梁	10%	
外部仕上・雑壁・屋根	10%	
内部仕上・天井	10%	
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	5%	
設備等（外部階段を含む。）	【住家外】	5%
	【住家内】	10%
水回り、ベランダ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など		

参照 http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin_all.pdf

次に、判定に疑問なら再調査や二次調査を申し立てられることをお伝えしてください

再調査による
認定変更の
大きな効果



被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満



最大600万
円
程度の支援差

応急修理ゲッ
ト
義援金ゲッ
ト



内閣府の住家被害認定調査の方法に関するページ
(このマニュアルをみて再調査のポイント検討をする)

屋根

<表 屋根（構成比 15%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	・棟瓦（がぶり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている（棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。）。	10%
II	・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレート（金属製を除く。）にひび割れが生じている。 ・浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。	25%
III	・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。 ・浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。 ・浸水により下地材の損傷が見られる。	50%
IV	・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋組の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・スレート（金属製を除く。）のひび割れ、ずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。	75%
V	・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。	100%



業者に
調査報告書を書いてもらい
損壊評価がV（最大の損壊）
に変更



$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷屋根面積}}{\text{全屋根面積}} \times \text{各部分の損傷程度 (\%)}$$

※各屋根面の各部分の損傷程度が異なる場合には、屋根全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。

住家被害認定制度の理解と認定変更

天井

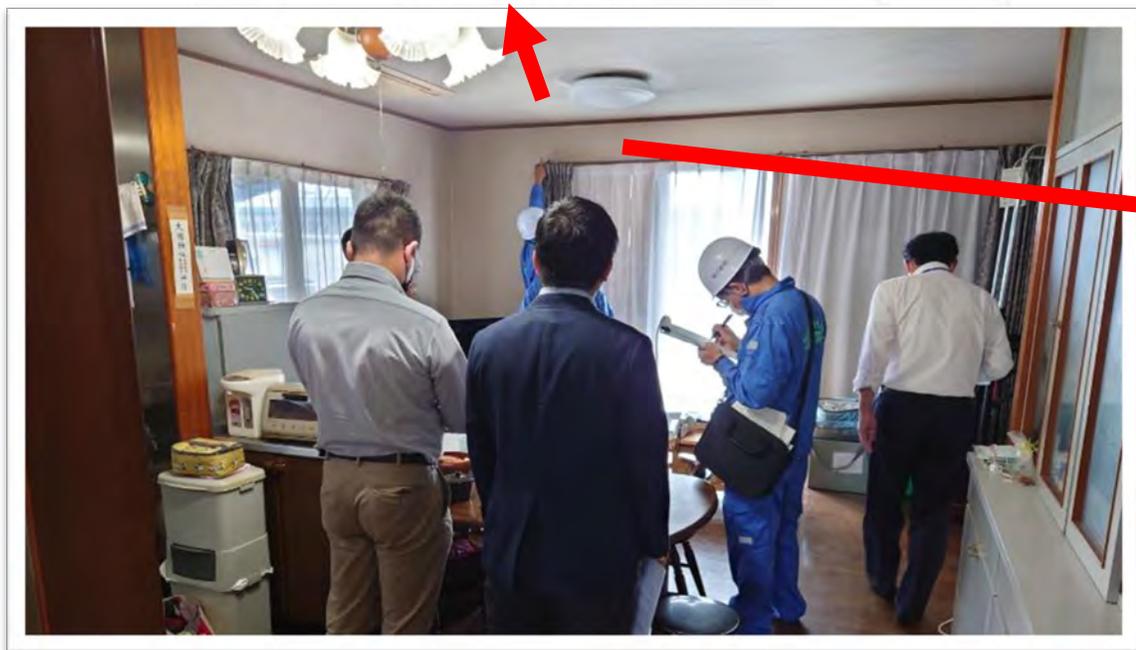
<表 天井 (構成比 5%) >

程度	被害の例示	損傷程度
I	・天井板にわずかな隙間が生じている。	10%
II	・天井板に隙間が生じている。 ・天井面に若干の不陸が見られる(天井面で見える場合は見切りは不要。調査する部屋の天井1面を損傷程度25%の損傷として算定する。)	25%
III	・天井面にわずかな不陸が見られる。 ・天井板の浮きが生じている。 ・塗天井に亀裂が生じている。	50%
IV	・天井面に不陸が見られる。 ・天井面に歪みが見られる。 ・天井板のずれ、一部脱落が見られる。 ・塗天井に剥離が見られる。 ・浸水による天井仕上(クロス等)の剥離・表面劣化が見られる。(下地材の交換を要しない程度)	75%
V	・天井面に著しい不陸が見られる。 ・天井板が脱落している。 ・浸水による下地材・化粧せっこうボード・その他天井材の吸水・膨張・不陸等の機能損失が見られる。(下地材・天井板の交換を要する程度)	100%

内壁

<表 内壁 (構成比 10%) >

程度	損傷の例示	損傷程度
I	・塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。 ・内壁合板にわずかなずれが生じている。 ・ボードの目地部にわずかなずれが生じている。	10%
II	・内壁周辺部に隙間が生じている。 ・内壁合板にずれが生じている。 ・タイルの目地に亀裂が生じている。 ・ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。	25%
III	・内壁合板に剥離、浮きが見られる。 ・タイルが剥離を生じている。 ・クロスが破れている。 ・柱・梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。 ・ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 ・浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。(下地材の交換を要しない程度) ・浸水により塗土の半分程度が剥落している。	50%
IV	・内壁合板に剥離、脱落が見られる。 ・タイルが剥落している。 ・ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。	75%
V	・全ての仕上材が脱落している(見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。) ・下地材の損傷が生じている。 ・浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 ・浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。(再使用が不可能な程度) ・浸水により塗土の大半が剥落している。	100%



住家被害認定制度の理解と認定変更

様式第3号 (第4条関係) (整理番号) 罹3-8

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯構成	
罹災原因	令和3年5月1日の竜巻等による
被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 準半壊 <small>(準半壊に至らない(一部損壊))</small>
住家 [※] の被害の内容	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <small>(屋根の損壊、天井の雨漏り、ガラス・雨戸の喪失、壁にガラスが割れている等)</small>

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう)のために使用している建物のこと。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和3年5月10日

牧之原市長 杉本 基久

➔

様式第3号 (第4条関係) (整理番号) 罹3-8

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯構成	
罹災原因	令和3年5月1日の竜巻等による
被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <small>(準半壊に至らない(一部損壊))</small>
住家 [※] の被害の内容	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <small>(屋根の損壊、天井の雨漏り、ガラス・雨戸の喪失、壁にガラスが割れている等)</small>

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう)のために使用している建物のこと。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和3年6月14日

牧之原市長 杉本 基久

「準半壊」から「半壊」に変更になったことによる経済的利益

1. **公費解体の利用が可能に**
無償で建物解体してもらえることにより150～200万円程度の利益
2. **生活再建支援金の受給対象に**
静岡県には、被災者生活再建支援法と同様の独自制度があるため、今回、半壊認定となったことで、半壊+解体=全壊とみなされ建替により300万円の受給に。
3. **義援金の金額の増大**
準半壊ではなく半壊前提での義援金配分を受けられる。
4. **固定資産税の減免措置の対象に**
既に支払い済みの固定資産税も還付になると自治体から連絡。
5. **その他**

令和元年台風15号(房総半島台風)の際の認定緩和措置 ➔



被害程度のイメージ (被害認定基準運用指針に基づき調査を実施すれば、概ね以下のような被害の程度となる)
前提: 2階建て住家。(平屋住家で同様の被害が出ている場合には、さらに被害の程度が高くなる。)

瓦屋根等に被害はあるが、雨漏りなし など	瓦屋根等に相当程度の被害があり、屋内が雨水で浸水 など	瓦屋根等の大部分に被害 など
 軽微な衝突等 棟瓦の破損等	 衝突、貫通等 壁クロス剥離等	 葺材の大部分損傷 仕上げ材の脱落
概ね「一部損壊」	概ね「半壊」	概ね「大規模半壊」又は「全壊」



被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

内閣府防災情報のページ
http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r208sho_umei.pdf

り災証明の判定に不満がある場合の再調査申請の流れ

自治体から自分の**点数**
と**点数配分**を聞く

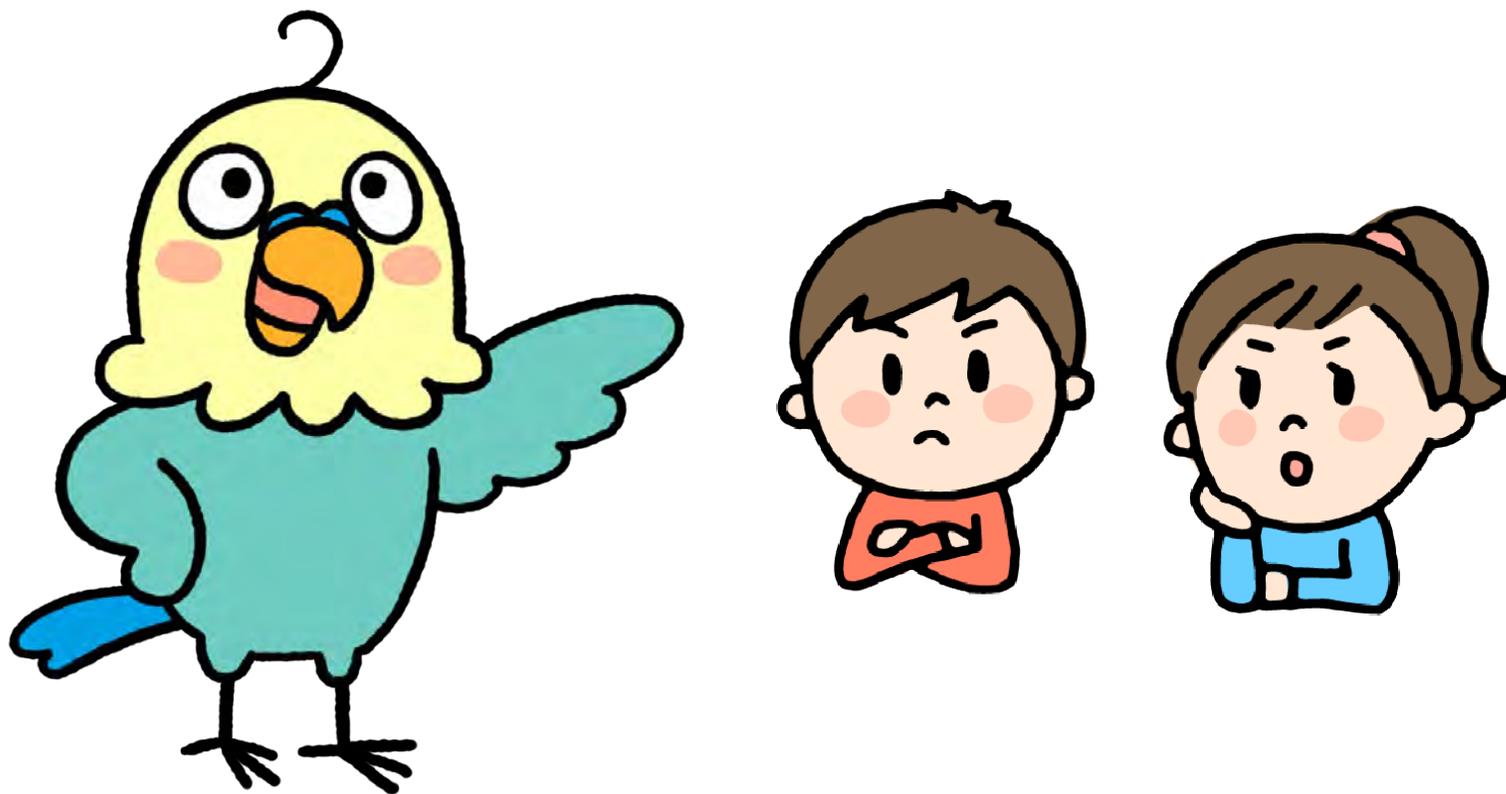
修理業者、建替業者に
協力してもらい、①評
価漏れ、②過小評価部
分について**調査報告書**
を作成してもらう

調査報告書を自治体の
担当課にみてもらい、
再調査の際の**ポイント**
を**把握**してもらう

自治体に住家被害認定
調査の**再調査を**
申請する

再調査の実施
(できれば業者にも
同席してもらう)

罹災証明の**判定変更**
の可能性



支援制度の中で特にお伝えしてほしい情報

まずは最初に自治体から案内される可能性が高い応急修理制度について

<p>災害直後</p>	<p>避難所</p>  <p>数日から数ヶ月の利用 (無料)</p>	<p>ボランティア 専門家支援</p>  <p>片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談</p>	<p>応急修理制度</p>  <p>仮設住宅</p> <p>30万円</p>	<p>基礎支援金 被災者生活再建支援法</p>  <p>全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</p>	<p>火災(地震) 保険・共済</p>  <p>火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし</p>	<p>?</p>
<p>数か月後</p>	<p>仮設住宅</p>  <p>原則 2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性</p>	<p>義援金</p>  <p>家族の死亡や住家被害の程度により支給される</p>	<p>自治体の 独自支援</p>  <p>自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集</p>	<p>災害弔慰金</p>  <p>家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給</p>	<p>災害援護 資金貸付</p>  <p>1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大 350万円 貸付</p>	<p>雑損控除 (災害減免法)</p>  <p>建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される</p>
<p>その後</p>	<p>公費解体</p>  <p>半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去</p>	<p>加算支援金 被災者生活再建支援法</p>  <p>建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万 *中規模半壊は上の各半額</p>	<p>被災ローン 減免制度</p>  <p>住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除</p>	<p>リバース モーゲージ</p>  <p>60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能</p>	<p>災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修)</p>  <p>建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件</p>	<p>災害公営 住宅</p>  <p>収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり</p>

応急修理制度

(災害救助法適用地域の修理費用の一部を補助)



応急修理
制度が
使える人

全壊
大規模・中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

修理の際に
受けられる
補助の金額

65万5000円

31万8000円

ただし

使うと

応急修理制度を
使った人は、
その後
仮設住宅には
入れませんよ



※2022年の最新の基準

だから、半壊以上の罹災証明の人は、応急修理のカードに飛びつかず
仮設住宅のカードと比べて、どちらを使うか、慎重に検討することが大切

<p>災害直後</p>	<p>避難所</p>  <p>数日から数ヶ月の利用（無料）</p>	<p>ボランティア 専門家支援</p>  <p>片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談</p>	<p>応急修理 制度</p>  <p>仮設住宅</p> <p>3万円</p>	<p>基礎支援金 被災者生活再建支援法</p>  <p>全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</p>	<p>火災(地震) 保険・共済</p>  <p>火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし</p>	<p>?</p>
<p>数か月後</p>	<p>仮設住宅</p>  <p>半壊以上 可能性</p>	<p>義援金</p>  <p>家族の死亡や住家被害の程度により支給される</p>	<p>自治体の 独自支援</p>  <p>自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集</p>	<p>災害 弔慰金</p>  <p>家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給</p>	<p>災害援護 資金貸付</p>  <p>1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大 350万円 貸付</p>	<p>雑損控除 (災害減免法)</p>  <p>建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される</p>
<p>その後</p>	<p>公費解体</p>  <p>半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去</p>	<p>加算支援金 被災者生活再建支援法</p>  <p>建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円 *中規模半壊は上の各半額</p>	<p>被災ローン 減免制度</p>  <p>住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除</p>	<p>リバース モーゲージ</p>  <p>60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能</p>	<p>災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修)</p>  <p>建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件</p>	<p>災害公営 住宅</p>  <p>収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり</p>

半壊以上の人 応急修理 VS 応急仮設住宅 の比較



得するお金

得するお金

仮設住宅に 1年 入る場合	65.5万円	84万円 (家賃7万円の仮設住宅の場合)
仮設住宅に 2年 入る場合	65.5万円	168万円 (家賃7万円の仮設住宅の場合)
仮設住宅に 5年 入る場合	65.5万円	420万円 (家賃7万円の仮設住宅の場合)

次に、もっとも中心となる支援制度である国の「被災者生活再建支援金」



この冊子のp9~12に罹災証明と支援制度の記載があります
 (監修させていただきました)

被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法が適用された場合）

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 ②解体* ③長期避難*	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

②解体:住宅が半壊以上の判定、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③長期避難:災害による危険な状態が継続し、居住できない状態が長期間継続している世帯

次に、半壊以上の人は、建物を無料で解体してもらうことで、全壊と同じ支援を受けられる可能性があることを伝えてあげてください

<被災住宅修繕未完了>底突く退職金、年金暮らし…自宅損壊のまま生活「追い詰められる」悲痛

4/20(土) 10:31配信



東日本大震災から8年が過ぎてなお、津波や地震で損壊した自宅での生活を強いられる被災者は少なくない。仙台市青葉区中山で暮らす無職菅沢啓子さん(67)の自宅を訪ねた。

【被災住宅】カビで変色した壁 せきやめまいも

自宅2階で、地震で床から天井まで柱にひびが入ったままの柱を見る菅沢さん

築45年の木造2階。激しい揺れで2階の複数の柱に深い割れ目が入り、1階の天井のほりはずれたまま。市の修繕状況調査には「一部修繕済み」と答えた。

震災で2階のコンクリート敷きのベランダがずれ落ち、屋根が引っ張られてゆがみ、1階のサッシは開閉できなくなった。

屋根の張り替え、玄関の修理など補修代金は約800万円に上った。25年勤めた会社の退職金や火災保険の見舞金を充てたものの、直し切れなかった。

市の目視による損壊判定は「半壊」。異議を申し立てたが、2度目の判定でも覆らず「津波の被害でもっとひどい人がある」と言われた。公的な支援は応急修理制度(52万円)と義援金(54万円)だけだった。

生活再建支援制度では半壊住宅を解体して建て替えた場合、最大300万円が支給される。菅沢さんは知らなかった。「仕事が忙しく、誰に相談すればいいかわからなかった。知っていれば自宅を解体して新築していた」と嘆く。

1人暮らし。震災後、過労や人間関係の悩みでうつ病を発症した。退職金は自宅修繕で使い果たし、年金で暮らしをつなぐ。菅沢さんは悲痛な思いで訴える。

「時間がたつほど追い詰められる。どうすればいいかわからず困っている人は他にもいるのではないか」

(石巻総局・氏家清志)

河北新報平成31年4月20日記事より引用

この記事にでてくる60代の女性は、東日本大震災の地震で自宅が半壊の被害を受けました。

支援制度を詳しく知らなかったため、最低限の支援である義援金(約50万円)と応急修理(約50万円)だけを当て、残りは退職金でためた貯金をすべて使って800万円の修理を選択しました。しかし、家は十分に直らず、うつ病になってしまいました。

取材に対して、この女性は、実は、半壊以上の住宅を解体していれば、「全壊」と扱われ国から300万円の支援金がもらえることを当時は知らなかった。知っていれば、修理などせずに、家を建て替えていたのに相談する人が誰もいなかった、と述べています。

修理を選んだ菅沢さんの選択
(支援制度を活用できなかった例)

応急修理
制度



仮設住宅

半壊以上
655,000円
準半壊
318,000円

52万円

義援金

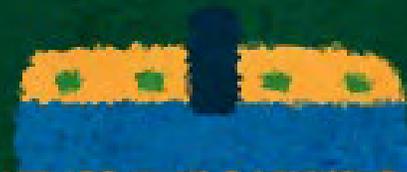


家族の死亡や住家
被害の程度により
支給される

50万円



不足分は貯金
でまかない
貯金なくなる



菅沢さんはこの2つのカードしか使えなかった

<p>災害直後</p>	<p>避難所</p>  <p>数日から数ヶ月の利用 (無料)</p>	<p>ボランティア 専門家支援</p>  <p>片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談</p>	<p>応急修理 制度</p>  <p>仮設住宅</p> <p>3万円</p>	<p>基礎支援金 被災者生活再建支援法</p>  <p>全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</p>	<p>火災(地震) 保険・共済</p>  <p>火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし</p>	<p>?</p>
<p>数か月後</p>	<p>仮設住宅</p>  <p>原則2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性</p>	<p>義援金</p>  <p>家族や住家</p>	<p>自治体の 独自支援</p>  <p>自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集</p>	<p>災害 弔慰金</p>  <p>家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給</p>	<p>災害援護 資金貸付</p>  <p>1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付</p>	<p>雑損控除 (災害減免法)</p>  <p>建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される</p>
<p>その後</p>	<p>公費解体</p>  <p>半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去</p>	<p>加算支援金 被災者生活再建支援法</p>  <p>建設・購入 200万 修理 100万 民間借借 50万 *中規模半壊は上の各半額</p>	<p>被災ローン 減免制度</p>  <p>住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除</p>	<p>リバース モーゲージ</p>  <p>60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能</p>	<p>災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修)</p>  <p>建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件</p>	<p>災害公営 住宅</p>  <p>収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり</p>

修理を選択するとしても仮に私
が当初から助言できていれば

それでもどうしても
も修理を選ぶなら

義援金



家族の死亡や住家
被害の程度により
支給される

仮設住宅



原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能性



50万円 家賃無料

災害援護 資金貸付



1か月以上の負傷
家財損害、住家被
害に応じ最大
350万円 貸付

災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修)



建設・購入資金は
半壊、補修は一部
損壊以上が条件

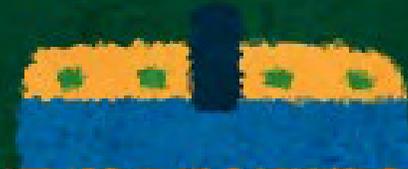
リバース モーゲージ



60歳以上なら、不
動産を担保に、利
息のみの返済可能

わずか52万円の応急修理
制度は使わず、家賃無料の
仮設住宅で生活しながら
じっくり考えた上で

災害時の借入制度を活用し
なるべく手元のお金は残しておく



菅沢さんは修理するとしても本当はこれだけのカードが使えた

<p>災害直後</p>	<p>避難所</p>  <p>数日から数ヶ月の利用 (無料)</p>	<p>ボランティア 専門家支援</p>  <p>↑</p>	<p>応急修理 制度</p>  <p>↓</p>	<p>基礎支援金 被災者生活再建支援法</p>  <p>全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</p>	<p>火災(地震) 保険・共済</p>  <p>火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし</p>	<p>?</p>
<p>数か月後</p>	<p>仮設住宅</p>  <p>↑</p>	<p>義援金</p>  <p>↑</p>	<p>自治体の 独自支援</p>  <p>自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集</p>	<p>災害弔慰金</p>  <p>家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給</p>	<p>災害援護 資金貸付</p>  <p>↑</p>	<p>雑損控除 (災害減免法)</p>  <p>↑</p>
<p>その後</p>	<p>公費解体</p>  <p>半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去</p>	<p>加算支援金 被災者生活再建支援法</p>  <p>建設・購入 200万 修理 100万 民間借借 50万 *中規模半壊は上の各半額</p>	<p>被災ローン 減免制度</p>  <p>住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除</p>	<p>リバース モーゲージ</p>  <p>↑</p>	<p>災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修)</p>  <p>↑</p>	<p>災害公営 住宅</p>  <p>収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり</p>

災害援護資金貸付制度（国の被災者貸付制度）

災害で**負傷**したり、**家や家財の被害**を受けた場合の特別の貸付制度

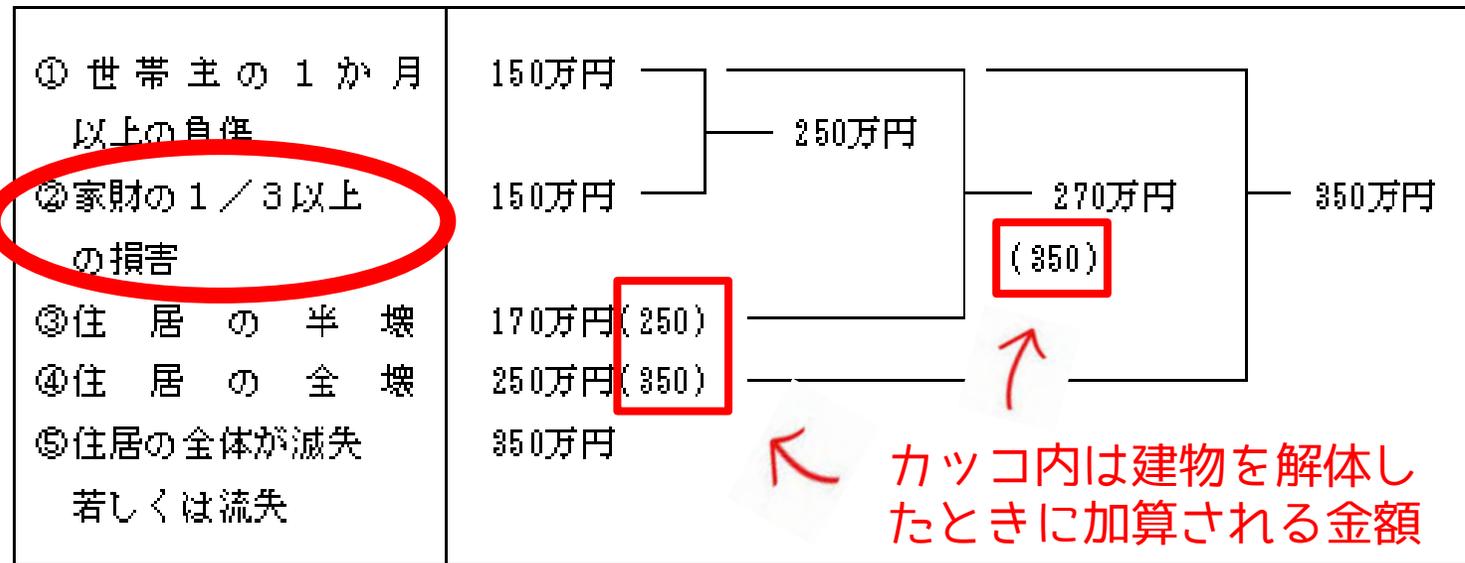
- 貸付金額** 最大 350万円
- 利息** 当初3年は無利子 その後金利3%など（条例で変更可能）
- 据置期間** 3年（全壊の場合など5年に延長される例もあり）
- 返済期間** 10年（据置期間を含む）
- 所得制限** あり **連帯保証人** 必要（不要な場合もあり。要確認）

■この貸付は、以下のとおり所得制限があります

世帯人数	所得額(※1)	世帯人数	所得額(※1)
1人世帯	220万円	3人世帯	620万円
2人世帯	430万円	4人世帯	730万円

熊本地震の際の熊本市資料から引用

水害の準半壊などは**水没で家財を失う**のでこれに該当する人ができます



(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額となります。

もし支援制度を最大限活用して
家の建替えを選んでいけば

不足分は借入

手元の貯金は一切使わない

義援金



家族の死亡や住家被害の程度により支給される

50万円

仮設住宅



原則2年以内
家賃無料
半壊も入居可能性

家賃無料

公費解体



半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去

無料で建物を解体

基礎支援金
被災者生活再建支援法



全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

100万円の4分の3

加算支援金
被災者生活再建支援法



建設・購入 200万
修理 100万
民間賃借 50万

200万円の4分の3



**リバース
モーゲージ**



60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能

新築する建物の価値と土地の価値の合計の6割まで借りられる





この冊子のp9~12に罹災証明と支援制度の記載があります
(監修しています)

被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法が適用された場合）

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 ②解体* ③長期避難*	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

②解体:住宅が半壊以上の判定、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③長期避難:災害による危険な状態が継続し、居住できない状態が長期間継続している世帯

半壊 + 解体 = 全壊に変身の裏技



公費で**解体**
(災害廃棄物処理特例)



被災者生活再建支援金
(被災者生活再建支援法)

半壊の住宅
(そのままでは
支援金0円)

これを
自治体に相談した
うえでやむを得ず
解体すると

なんと
全壊に変身して
被災者生活再建
支援金が
最大300万円
もらえる

リバースモーゲージローンって？

(60歳以上だけの特別な融資制度)

By住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)



災害で持ち家が壊れた



修理、建替え購入のお金が足りない...



再建する家に**担保**をつけて借入

再建する家の価値の**6割**まで借りられる

返済は**利息だけ!**
(600万円借りるごとに返済は月約1万円)

*この制度で再建した家は亡くなるまで住み、その後売却(相続人が残りのローンを負担することで住み続けることも可能)

この借入を利用して



家を建て替えり



災害を機に便利な場所のマンションを買ったり



家を修理したり

家の再建費用(例)

(1000万円の中古マンションを買う場合)

自己資金は4割
必要 = 400万円

でも①②でまかなえる
① 被災者生活再建支援金300万円
② 義援金100万円

残りの6割の費用 = 600万円

①リバースモーゲージ融資 600万円
(返済は毎月1万円)

さらにこれを機に駅前の便利な中古のマンションに引っ越す選択をしていけば

不足分は借入

手元の貯金は一切使わない

義援金



家族の死亡や住家被害の程度により支給される

50万円

仮設住宅



原則2年以内
家賃無料
半壊も入居可能性

家賃無料

不動産



土地の売却
(かなりの
お金に)

リバース モーゲージ



60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能

購入するマンションの価値の6割まで借りられる

公費解体



半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去

無料で建物を解体

基礎支援金

被災者生活再建支援法



全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

100万円の4分の3

加算支援金

被災者生活再建支援法



建設・購入 200万
修理 100万
民間貸借 50万

200万円の4分の3



自宅が半壊した場合、
 どのカードを使えるでしょうか

共通して使うべきカード

避難所

数日から数ヶ月の利用（無料）

**ボランティア
 専門家支援**

片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談

**火災（地震）
 保険・共済**

火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし

義援金

家族の死亡や住家被害の程度により支給される

**自治体の
 独自支援**

自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集

**雑損控除
 （災害減免法）**

建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される

修理する

建替える

賃貸物件に転居

住まいの選択によって選択するカードの例

応急修理制度
 仮設住宅
 半壊以上 655,000円
 準半壊 318,000円

or

仮設住宅
 原則 2年以内
 家賃無料
 半壊も入居可能性

手元の現金を残すなら

災害援護資金貸付
 1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付

リバースモーゲージ
 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能

仮設住宅
 原則 2年以内
 家賃無料
 半壊も入居可能性

公費解体
 半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去

基礎支援金
 被災者生活再建支援法
 全壊・解体・長期避難
 100万円
 大規模半壊 50万円

加算支援金
 被災者生活再建支援法
 建設・購入 200万
 修理 100万
 民間貸借 50万
 ＊中規模半壊は上の各半額

リバースモーゲージ
 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能

仮設住宅
 原則 2年以内
 家賃無料
 半壊も入居可能性

公費解体
 半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去

基礎支援金
 被災者生活再建支援法
 全壊・解体・長期避難
 100万円
 大規模半壊 50万円

加算支援金
 被災者生活再建支援法
 建設・購入 200万
 修理 100万
 民間貸借 50万
 ＊中規模半壊は上の各半額

不動産
 土地の売却も可能になる

保険金・義援金

住まいの支援

住まい再建のための支援
(基礎支援金、加算支援金は単身世帯は4分の3)

不足時の借入制度

一部
損壊

準半壊

半壊
(中規模・大規模も)

全壊

修理

解体

どちらか選択

火災(地震)保険・共済

火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし

応急修理制度

仮設住宅
半壊以上 655,000円
準半壊 318,000円

31.8万円

応急修理制度

仮設住宅
半壊以上 655,000円
準半壊 318,000円

65.5万円

仮設住宅

原則2年以内
家賃無料
半壊も入居可能性

家賃無料

義援金

家族の死亡や住家被害の程度により支給される

仮設住宅

原則2年以内
家賃無料
半壊も入居可能性

家賃無料

公費解体

半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去

解体費無料

基礎支援金
被災者生活再建支援法

全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊 50万円

100万円

加算支援金
被災者生活再建支援法

建設・購入 200万円
修理 100万円
民間貸借 50万円
*中規模半壊は上の各半額

建設・購入200万円
賃借 50万円

半壊 中規模半壊 大規模半壊

加算支援金
被災者生活再建支援法
建設・購入 200万円
修理 100万円
民間貸借 50万円
*中規模半壊は上の各半額

基礎支援金
被災者生活再建支援法
全壊・解体・長期避難 100万円
大規模半壊 50万円

加算支援金
被災者生活再建支援法
建設・購入 200万円
修理 100万円
民間貸借 50万円
*中規模半壊は上の各半額

50万円 50万円+100万円

床上浸水は可能性あり

リバースモーゲージ

60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能

or

災害援護資金貸付

1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付

最大350万円

災害復興住宅融資
(建設・購入・補修)

建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件

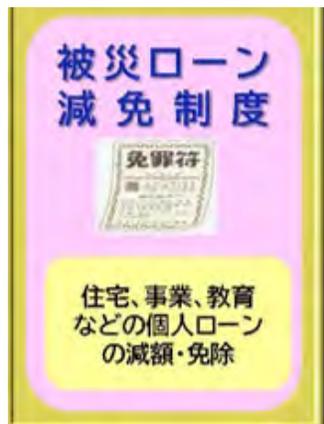
住宅ローンが残っているのに、その自宅が災害で壊れてしまった場合には？

<p>災害直後</p>	<p>避難所</p>  <p>数日から数ヶ月の利用（無料）</p>	<p>ボランティア 専門家支援</p>  <p>片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談</p>	<p>応急修理制度</p>  <p>仮設住宅</p> <p>半壊以上 655,000円 準半壊 318,000円</p>	<p>基礎支援金 被災者生活再建支援法</p>  <p>全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</p>	<p>火災(地震) 保険・共済</p>  <p>火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし</p>	<p>?</p>
<p>数か月後</p>	<p>仮設住宅</p>  <p>原則 2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性</p>	<p>義援金</p>  <p>家族の死亡や住家被害の程度により支給される</p>	<p>自治体の 独自支援</p>  <p>自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集</p>	<p>災害 弔慰金</p>  <p>家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給</p>	<p>災害援護 資金貸付</p>  <p>1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大 350万円 貸付</p>	<p>雑損控除 (災害減免法)</p>  <p>建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される</p>
<p>その後</p>	<p>公費解体</p>  <p>半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去</p>	<p>加算支援金 被災者生活再建支援法</p>  <p>建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万 *中規模半壊は上の各半額</p>	<p>被災ローン 減免制度</p>  <p>免除符</p> <p>住宅ローン</p>	<p>リバース モーゲージ</p>  <p>60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能</p>	<p>災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修)</p>  <p>建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件</p>	<p>災害公営 住宅</p>  <p>収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり</p>

住宅ローンなどの個人ローンを減免 被災ローン減免制度

※正式名称 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

住宅ローンだけでなく、災害救助法が適用された自然災害によって払えなくなった個人のローンが広く対象です



被災ローン減免制度
を利用すると??



預貯金500万円+もらった支援
金+弔慰金+義援金

などを手元に残した上で、
ローンの減額、免除が受けられる

ブラックリストにも載らない
ので、再度借入の可能性!

保証人にも原則として請求
がいかない
(遠慮せず制度を使える)

選択の例 ①

自宅は手放して
ローン0から再出発

ローン
減免



選択の例 ②

土地を残して同じ場所に再
築したいなら、土地の評価
分だけを分割で支払って、
残りのローンは免除

雑損控除

(難しくありません 医療費控除と同じ所得の減免)

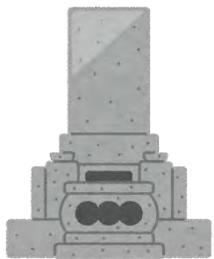
災害による損害

から

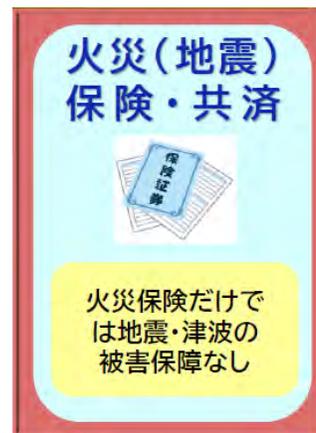
もらった保険金をひく



- ・家の修理費用
- ・家財の損害額
(金額の推定規定あり)



- ・お墓の修理費用など



この金額が、その年の所得の10パーセントを超えていたら、その超えた分、所得を控除してもらえる (=税金が安くなる)



(雑損控除の際の家財金額の推定規定)

(2) 家財に対する損失額の計算 (生活に通常必要な動産で、車両を除きます。)

① 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 家財の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

(3) 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

この家財の損害額
推定規定が非常に
大きい

家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
~ 29	500	300
30 ~ 39	800	
40 ~ 49	1,100	
50 ~	1,150	

(注) 大人 (年齢18歳以上) 1名につき130万円を加算し、子供 (年齢18歳未満) 1名につき80万円を加算します。

「国税庁 雑損控除」で検索

全壊・大規模半壊と支援制度 (公費解体で解体する場合)

利用可能性のあるカード

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下

お金に関する支援・制度

火災(地震)保険・共済



火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし

義援金



家族の死亡や住家被害の程度により支給される

基礎支援金

被災者生活再建支援法



全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

加算支援金

被災者生活再建支援法



建設・購入 200万
修理 100万
民間貸借 50万
*中規模半壊以上の各半額

自治体の独自支援



自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集

災害弔慰金



家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給

雑損控除(災害減免法)



建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される

住まいに関する支援・制度

避難所



数日から数ヶ月の利用(無料)

ボランティア専門家支援



片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談

仮設住宅



原則2年以内家賃無料
半壊も入居可能性

公費解体



半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去

災害公営住宅



収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり

借入に関する支援・制度



生活福祉資金貸付制度(社協が窓口)

災害援護資金貸付



1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付

災害復興住宅融資(建設・購入・補修)



建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件

リバースモーゲージ



60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済が可能

被災ローン減免制度



住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除

中規模半壊・半壊と支援制度 (公費解体で解体する場合)

利用可能性のあるカード

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下

お金に関する支援・制度

火災(地震)
保険・共済



火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし

義援金



家族の死亡や住家被害の程度により支給される

基礎支援金

被災者生活再建支援法



全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

加算支援金

被災者生活再建支援法



建設・購入 200万円
修理 100万円
民間貸借 50万円
*中規模半壊は上の各半額

自治体の
独自支援



自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集

災害弔慰金



家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給

雑損控除
(災害減免法)



建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される

住まいに関する支援・制度

避難所



数日から数ヶ月の利用(無料)

ボランティア
専門家支援



片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談

仮設住宅



原則2年以内家賃無料
半壊も入居可能性

公費解体



半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去

災害公営住宅



収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり

借入に関する支援・制度



生活福祉資金貸付制度
(社協が窓口)

災害援護
資金貸付



1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付

災害復興
住宅融資
(建設・購入・補修)



建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件

リバース
モーゲージ



60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済が可能

被災ローン
減免制度



住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除

中規模半壊と支援制度 (修理する場合) 利用可能性のあるカード

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下

お金に関する支援・制度

火災(地震)保険・共済



火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし

義援金



家族の死亡や住家被害の程度により支給される

加算支援金
被災者生活再建支援法



建設・購入 200万
修理 100万
民間貸借 50万
*中規模半壊は上の各半額

自治体の独自支援



自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集

災害弔慰金



家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給

雑損控除 (災害減免法)



建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される

住まいに関する支援・制度

避難所



数日から数ヶ月の利用 (無料)

ボランティア専門家支援



片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談

↓どちらか選択↓

仮設住宅



原則 2年以内
家賃無料
半壊も入居可能性

応急修理制度



半壊以上 655,000円
準半壊 318,000円

借入に関する支援・制度

生活福祉資金貸付制度 (社協が窓口)



災害援護資金貸付



1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大 350万円 貸付

災害復興住宅融資 (建設・購入・補修)



建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件

リバースモーゲージ



60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能

被災ローン減免制度



住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除

準半壊と支援制度 (修理する場合) 利用可能性のあるカード

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下

お金に関する支援・制度

火災(地震)保険・共済



火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし

義援金



家族の死亡や住家被害の程度により支給される

自治体の独自支援



自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集

**雑損控除
(災害減免法)**



建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される

住まいに関する支援・制度

避難所



数日から数ヶ月の利用(無料)

**ボランティア
専門家支援**



片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談

応急修理制度




仮設住宅

半壊以上
655,000円
準半壊
318,000円

準半壊ではもともと仮設住宅に入れないので、迷わず応急修理制度を使いましょう

借入に関する支援・制度

**生活福祉資金貸付制度
(社協が窓口)**



**災害援護
資金貸付**



1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付

**災害復興
住宅融資
(建設・購入・補修)**



建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件

**リバース
モーゲージ**



60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済が可能

**被災ローン
減免制度**



住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除

一部損壊と支援制度 (修理する場合) 利用可能性のあるカード

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下

お金に関する支援・制度

火災(地震)保険・共済



火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし

義援金



家族の死亡や住家被害の程度により支給される

自治体の独自支援



自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集

雑損控除 (災害減免法)



建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される

住まいに関する支援・制度

避難所



数日から数ヶ月の利用 (無料)

ボランティア専門家支援



片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談

借入に関する支援・制度

生活福祉資金貸付制度 (社協が窓口)



被災ローン減免制度



住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除

災害復興住宅融資 (建設・購入・補修)



建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件

リバースモーゲージ



60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能

家が床上浸水！

一部損壊

の罹(り)災証明でも受けられる支援の一覧

(申請しないと支援は受けられません。支援者の皆さまのお力が必要です)

作成 弁護士永野海(静岡県弁護士会)

- *り災証明が準半壊、各種半壊、全壊の人にはもっとたくさんの支援があります
- *り災証明の判定が不服なら自治体に再調査申請ができます。修理業者さんにもご相談を！

➡ 支援制度の解説動画 YouTubeで「関東弁護士会連合会 支援」で検索を！

修理のお金がもらえるかも！



火災保険の保険金

保険会社からの提示額には反論もできます

一部損壊の人に義援金が配分されることも



義援金 (災害により金額変化)



自治体独自の支援金

自治体からの今後の情報を要チェック！

修理のお金が借りられるかも！



災害援護資金貸付 (自治体が窓口)

浸水による家財の3分の1以上の損害で150万円まで借入可能

社会福祉協議会には様々な貸付制度があります



生活福祉資金貸付制度 (社協が窓口)



災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構)



リバースモーゲージ融資の災害時特別 (住宅金融支援機構)

り災証明があれば住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)で修理費の借入も！

60歳以上なら金利だけの返済プランも！

ローンや税金がなくなるかも！



雑損控除 災害減免法

医療費控除のように、災害時の家財や建物などの損害は確定申告で所得控除に！



国税庁の家財推定額のページ

浸水した家具の価値(損害)がわからなくても大丈夫！国税庁が推定してくれています



被災ローン減免制度 (ガイドライン)

修理費が数百万円！住宅ローンなど個人ローンの減額、免除の制度はお近くの弁護士会に相談を